

様

□あなたの資格確認書(健康保険証)は令和 年 月 日をもって資格喪失いたしますのでお知らせします。

□ご家族の資格確認書(健康保険証)は令和 年 月 日をもって資格喪失いたしますのでお知らせします。

①上記以降、資格確認書(健康保険証)は使用できませんので、速やかに(担当) _____ までお返してください。

②上記以降における医療機関での受診は、新たに加わっていただく健康保険にて受診してください。
※現在治療中であっても、診察券等のみで受診することはできません。マイナ保険証もしくは、新たに交付された資格確認書(健康保険証)を提示してください。

③資格喪失日以降は、主に以下のいずれかの手続きが必要となります。

1. 新しく就職する会社の健康保険

☞新しく就職される会社にお問い合わせください。

2. 協会けんぽの任意継続保険

☞お住いの協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。

3. 市区町村の国民健康保険

☞お住まいの市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

4. ご家族の健康保険の扶養家族

☞ご家族の勤務先にお問い合わせください。

※それぞれ加入条件がありますのでご注意ください。

えっ!?

退職したら資格確認書(健康保険証)って使えないの?



退職後は使用できません



ご家族分も含め、事業主へ退職時に速やかにご返却ください!!

使えない資格確認書(健康保険証)と知りつつ使用した場合、詐欺罪に問われる場合もありますのでご注意願います。また、使用できない資格確認書(健康保険証)を使用した場合、保険者で負担した医療費を返還いただくこととなります。返納がない場合には自宅訪問や裁判所への法的措置による回収を行うことがあります。

